労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

富山労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、富山県電気機械器具製造業最低工賃（令和５年富山労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月19日　　富山労働局長　小島　悟司

富山県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品１個につき２本又は３本のリード線を１度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が２本又は３本のもの	１回の切断につき45銭
コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		１端子につき50銭

4　効力発生の日　令和８年４月18日

沖縄労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、沖縄県縫製業最低工賃（令和５年沖縄労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月19日　　沖縄労働局長　柴田栄二郎

沖縄県縫製業最低工賃

1　適用する家内労働者　沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業又は小物類等製造業に係る縫製又はまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表に掲げる品目、業務及び工程の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目		業務	工程	金額	
男子服	作業用ズボン	縫製	丸縫い（裾上げ無し）	１本につき	726円
			裾上げ	１本につき	151円
婦人・子供服	婦人用ワンピース（ノースリーブ、裏地・襟無し）	縫製	丸縫い	１枚につき	1,889円
	ブラウス・シャツ		丸縫い	１枚につき	756円
	婦人用スカート（裏地無し）		丸縫い	１枚につき	756円
	婦人用スラックス（裏地無し）			１本につき	680円
	キャディー襟付長袖上衣		丸縫い（裾まつり以外）	１枚につき	1,720円
	上記共通	まとめ	糸くず取り	１枚・本につき	24円
	子供用ムームー	縫製	丸縫い	１枚につき	318円
	ジュニアシャツブラウス			１枚につき	568円
	園児服　保育所　夏ブラウス半袖	縫製	丸縫い（裾まつり以外）	１枚につき	484円
	園児服　保育所　夏ブラウス長袖			１枚につき	624円
	園児服　保育所　夏ソフトタックスカート			１枚につき	538円
	園児服　保育所　冬ソフトタックスカート			１枚につき	699円
	園児服　幼稚園　ズボン		丸縫い	１本につき	968円
	園児服　幼稚園　スカート			１枚につき	763円
	園児服　幼稚園　ジャケット			１枚につき	796円
	園児服　幼稚園　シャツ・ブラウス			１枚につき	624円
学校服	男子服　上衣（白シャツ）	縫製	丸縫い（半袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	１枚につき	483円
			丸縫い（長袖：芯地張り・ボタン付け・穴かがり別）	１枚につき	726円
		まとめ	ボタン付け	１個につき	16円
			穴かがり	１個につき	16円
	男子服　上衣	まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	１枚につき	204円